(二)　東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理することとした。（第二二三条関係）

(三)　東日本大震災復興特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、復興に関する事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣（内閣総理大臣から委任を受けた場合には復興大臣）が同会計全体の計算整理に関するものを行い、その他のものについては所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うこととした。（第二二三条関係）

(四)　東日本大震災復興特別会計の歳入は、復興特別所得税及び復興特別法人税の収入、一般会計からの繰入金、復興債の発行収入金等とし、歳出は、復興事業に要する費用、各特別会計への繰入金、復興債の償還金及び利子、復興債の発行及び償還に関する諸費等とすることとした。（第二二四条関係）

(五)　東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予算は、歳入にあってはその性質に従って款及び項に、歳出にあってはその支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従ってこれを項に区分しなければならないこととした。（第二二六条関係）

(六)　復興費用及び復興債の償還費用に充てるために必要がある場合には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二三年法律第一一七号。以下「復興財源確保法」という。）第二条の規定により確保するものとされた財源の範囲内で、毎会計年度、予算で定める金額を限り、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることができることとした。（第二二七条関係）

(七)　復興財源確保法第六九条第四項の規定により行う復興債の発行は、東日本大震災復興特別会計の負担において行うこととした。（第二二八条関係）

(八)　各特別会計における復興費用の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から各特別会計に繰り入れなければならないこととした。（第二二九条関係）

(九)　復興債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならないこととした。（第二二九条関係）

(一〇)　東日本大震災復興特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、剰余金の処理に係る第八条第二項の規定は、適用しないこととした。（第二三〇条関係）

(二)　各特別会計において、毎会計年度東日本大震災復興特別会計から受け入れた金額が、当該年度における第二二九条第一項の規定による繰入金として東日本大震災復興特別会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合における調整について規定することとした。（第二三一条関係）

(三)　東日本大震災復興特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができることとした。また、この借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから、一年内に償還しなければならないこととした。（第二三二条関係）

(三)　東日本大震災復興特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に積立金明細表等の書類を添付することを要しないこととした。（第二二五条及び第二三二条関係）

附則関係

(一)　東日本大震災復興特別会計は、復興庁が廃止されたときは、別に法律で定めるところにより、廃止するものとし、政府は、東日本大震災復興特別会計が廃止されるときは、復興事業の進捗状況等を踏まえ、復興事業に関する経理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（改正法附則第二条関係）

(二)　この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であって、次に掲げるものは、東日本大震災復興特別会計に帰属することとした。（改正法附則第三条及び第四条関係）

(1)　平成二三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用のうち、復興財源確保法第六九条第五項の規定により国会の議決を受けた復興費用に関する権利義務（繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。）

(2)　財政法第一五条第一項又は第二項の規定により国が負担した債務のうち復興事業に関するもの（当該債務を負担する行為により支出すべき費用について繰り越して使用することとされたものに関する債務を除く。）

(3)　国が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二三年法律第四〇号）第一四三条第一項の規定により同法の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行った場合に、当該財政援助に係る額に相当する額の限度において原子力事業者に対して求償する権利

(4)　国が平成二三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二三年法律第九一号）第三条第一項の規定による仮払金を支払った場合に取得する特定原子力損害の賠償請求権

(5)　平成二三年度に一般会計において発行した復興債に関する権利義務（復興財源確保法第七〇条の規定により行われる復興債の発行は、一般会計の負担において行うこととし、当該公債に関する権利義務は、平成二四年七月一日において、東日本大震災復興特別会計に帰属することとした。）

(三)　平成二三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用に関する経費に係る調整について規定することとした。（改正法附則第五条～第七条関係）

(四)　この法律は、平成二四年四月一日から施行し、平成二四年度の予算から適用することとした。

◇租税特別措置法等の一部を改正する法律（法律第一六号）（財務省）

一　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　山林所得に係る森林計画特別控除について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

(1)　森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。

(2)　山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が三、〇〇〇万円を超える者の三、〇〇〇万円を超える部分の控除率を一〇パーセント（改正前二〇パーセント）に引き下げる。

(二)　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、その対象を良好な居住環境の確保に資するマンション建替事業の用に供する土地等の譲渡に限定することとした。（租税特別措置法第三一条の二、第六二条の三及び第六八条の六八関係）

(三)　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用対象となる特定の民間住宅地造成事業等のための土地等の譲渡について、その対象から一団の住宅建設事業に係る土地等の譲渡を除外するとともに、一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

(四)　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額の要件を一億五、〇〇〇万円（改正前一億円）以下に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）